

## 鹿屋体育大学公開講座規則

平成16年4月1日  
規則第13号

改正 平成21年10月21日  
規則第14号

鹿屋体育大学公開講座規則（昭和60年7月3日規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則第50条の規定に基づき、公開講座の開設について、必要な事項を定める。

（公開講座の開設）

第2条 鹿屋体育大学（以下「本学」という。）が開設する公開講座の種類は、次の各号に掲げる事項のとおりとする。

（1）一般講座

イ 本学における教育研究の成果を広く社会に公開し、社会人等の教養を高めることを目的とする講座

ロ 学校や社会における競技者等の技術向上又は運動による健康の保持増進を図ることを目的とする講座

（2）専門講座 主として学校及び社会における体育の指導者を対象として、その資質の向上を図ることを目的とする講座

（3）特別講座 公の機関からの委嘱を受けて実施又は共催により特別に開設する前各号に掲げるもの以外の講座

（実施計画の作成）

第3条 公開講座を実施しようとする者は、別に定めるところにより、実施計画書を作成し、学長に提出しなければならない。

（実施計画の承認）

第4条 前条の実施計画は、総務委員会の議を経て学長が承認する。

（時期、場所等）

第5条 公開講座は、本学の授業その他重要な行事の実施に支障のない時間に行うものとする。

2 公開講座は、本学の施設を使用して行うものとする。ただし、必要に応じて学外の施設を使用して行うことができる。

（講師）

第6条 公開講座の講師は、本学の教職員とする。ただし、学長が必要と認める場合は学外の学識経験者に対し、講師を委嘱することができる。

（修了証書）

第7条 学長は、公開講座において所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

第8条 公開講座を受講しようとする者は、法令等に特別の定めがある場合を除き、受講の申請が受理された後速やかに講習料を納付しなければならない。

2 前項の講習料の額は、国立大学法人鹿屋体育大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

3 既納の講習料は、返還しない。ただし、本学側の事由により講座を中止した場合は、この限りでない。

(事務)

第9条 公開講座に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平21.10.21規則第14号)

この規則は、平成21年10月21日から施行する。